

# 「つながり創出！やまぐち探究人材育成事業」企画・運營業務仕様書

## 1 委託業務名

「つながり創出！やまぐち探究人材育成事業」企画・運營業務

## 2 事業目的

山口県では、「山口県新たな時代の人づくり推進方針」に基づき、新たな時代を担う人材として、ふるさと山口に誇りと愛着を有し、高い「志」と「行動力」をもって、地域や社会の課題を自ら発見、他者と協働しながら解決し、新たな価値を創造することのできる人材の育成に取り組んでいる。

本事業は、県内外の大学生や卒業後の県内高校生を対象に、自己の興味関心や「ふるさと山口」の魅力・課題に気付くプログラムを実施することにより、「ふるさと山口」への誇りと愛着を醸成するとともに、地域の人々・資源とのつながりやプログラム参加者同士のつながりの創出を図ることを目的とする。

また、山口県とのつながりを持ち続けている県内出身の県外在住者の暮らし方・働き方や山口県との関わり方を知るプログラムを都市圏で開催することにより、「憧れの連鎖」を創出し、ふるさと山口を想い、つながることのできる人材の還流や関係人口の増加を目指す。

## 3 開催概要

### (1) 期日

ア 長期休暇プログラム（2泊3日の宿泊プログラム×2回）

- ・令和8年（2026年）8月9日（日）～11日（火・祝）
- ・令和9年（2027年）3月7日（日）～9日（火）

イ ワンデープログラム

令和8年9月～令和9年2月の間のいずれかの休日1日

### (2) 開催場所

ア 長期休暇プログラム

山口県内

イ ワンデープログラム

福岡市内及びオンライン（現地及びオンラインのハイブリッド開催として実施）

### (3) 参加者

ア 長期休暇プログラム

- ・県内在住の大学生、山口県出身・県外在住の大学生
  - ・高校卒業後の県内在住の高校生
- 各回15人程度

イ ワンデープログラム

- ・県内在住の大学生、山口県出身・県外在住の大学生
  - ・県内在住の高校生、山口県出身・県外在住の高校生
- 現地参加15人、オンライン参加15人、計30人程度

#### 4 業務の内容

「2 事業目的」を達成するためのプログラムの企画・運営を行う。

##### (1) プログラムの企画

- ・次の項目を盛り込んだ上で、山口県ならではの特色ある内容とすること。
- ・長期休暇プログラムにおけるフィールドワーク以外のプログラム、交流会及び宿泊の場所については、YMfg 維新セミナーパークの施設を利用すること。
- ・プログラム中は、グループでの活動を基本とすること。

##### ア 長期休暇プログラム例（2泊3日の宿泊プログラム）

1 日目（令和8年8月9日（日）／令和9年3月7日（日））
○オリエンテーション ○ワークショップ、グループワーク <ul style="list-style-type: none"><li>・自己の興味関心や山口県の魅力・課題について考える内容とする。</li><li>・山口県の魅力向上や課題解決に向けて、能動的なアクションを促す内容とする。</li></ul>
○交流会（参加者：大学生・高校生及び関係者）
2 日目（令和8年8月10日（月）／令和9年3月8日（月））
○フィールドワーク（地域探究活動） <ul style="list-style-type: none"><li>・山口県の魅力や課題について考える内容とする。</li><li>・山口県の魅力向上や課題解決に向けて、能動的なアクションを促す内容とする。</li></ul> ※移動に要する貸切バス等は受託者にて手配すること。 ※場所は委託者と協議の上決定すること。
3 日目（令和8年8月11日（火・祝）／令和9年3月9日（火））
○グループワーク フィールドワーク等の内容を踏まえてグループワークを行い、発表会に向けた準備を行う。 ○発表会（プレゼンテーション） グループワークを通して学んだことの発表、共有の場として実施する。 ○参加者による3日間の振り返り

##### イ ワンデープログラム例（現地及びオンラインのハイブリッド開催）

令和8年9月～令和9年2月の間のいずれかの休日1日 ※開催日、現地開催場所は委託者と協議の上決定すること。
○講演会、パネルディスカッション <ul style="list-style-type: none"><li>・山口県のために活躍している県内出身の県外在住者を講師とする。</li><li>・ふるさと山口のために働くことに憧れを感じられるテーマとする。</li></ul>
○交流会 <ul style="list-style-type: none"><li>・参加者同士が交流し、ふるさと山口について考える場として実施する。</li><li>・長期休暇プログラムの参加者を招待し、体験や取組成果を報告・共有する場を設けることにより、長期休暇プログラムへの興味関心を喚起し、参加を促進する。</li></ul>

## (2) プログラムの実施に向けた準備

### ア 講師、ファシリテーターの選定及び調整

※事前の日程調整、打ち合わせ、当日の調整を含む

<主な役割>

- ・講師：①長期休暇プログラムのワークショップ、グループワークの講師  
②ワンデープログラムの講演会、パネルディスカッションの登壇者

・ファシリテーター：

- ①長期休暇プログラムのワークショップ、グループワークの際のサポート
- ②ワンデープログラムのパネルディスカッション、交流会の進行役

### イ プログラム内容についての委託者との打ち合わせ

### ウ プログラムを実施する上で必要となる関係者との事前調整（施設の予約等を含む）

### エ 進行台本、タイムスケジュール、人員配置計画などを記載した、プログラムを円滑に運営するための運営マニュアルの作成

### オ その他事業の円滑な運営に必要な業務

## (3) プログラムの実施、運営

### ア プログラム全体の調整、司会進行

### イ ワークショップ・グループワーク等を効率的に実施するための講師、ファシリテーターのサポート

### ウ その他事業の円滑な運営に必要な業務

## 5 委託上限額

9,638,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

(2) (1) により委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

(3) (1) により委託者が承認した場合であっても、受託者は、委託者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

## 7 成果品

受託者は、本業務終了後、以下のものをいずれも電子データで提出する。

(1) 記録写真及び記録映像

(2) 成果報告書（アンケート結果を含む。）

## 8 留意事項等

(1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連携を図り、協議の上進めること。

- (2) 長期休暇プログラムにおける参加者の体験料や宿泊料を含め、本業務の実施に要する費用は全て受託者の負担とする。ただし、長期休暇プログラム期間中の参加者の食事代については参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律、個人情報等取扱特記事項に規定する内容を遵守すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について随時報告を求めることができるものとする。
- (5) プログラムの開催が困難であると委託者が判断した場合は、委託者と受託者が協議の上で代替措置を実施する。ただし、効果的な代替措置が困難な場合は、その判断時までに受託者が開催準備に要した経費等の内訳を示した請求書を提出し、委託者と受託者がその内容を精査した上で精算を行うものとする。
- (6) 権利の帰属等
  - ア 本業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
  - イ 受託者が本業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
  - ウ 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
  - エ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

## 9 業務委託期間

契約を締結した日の翌日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで